

大野城市 公園利活用基本計画（案）

大野城市公園街路課公園緑化担当

●もくじ

- 1 章 はじめに
- 2 章 公園の現状と評価
- 3 章 公園の課題と地区別の特色
- 4 章 基本方針・施策の展開
- 5 章 公園利活用に向けた合意形成

【1章はじめに】計画策定の背景と目的

(3)

●背景

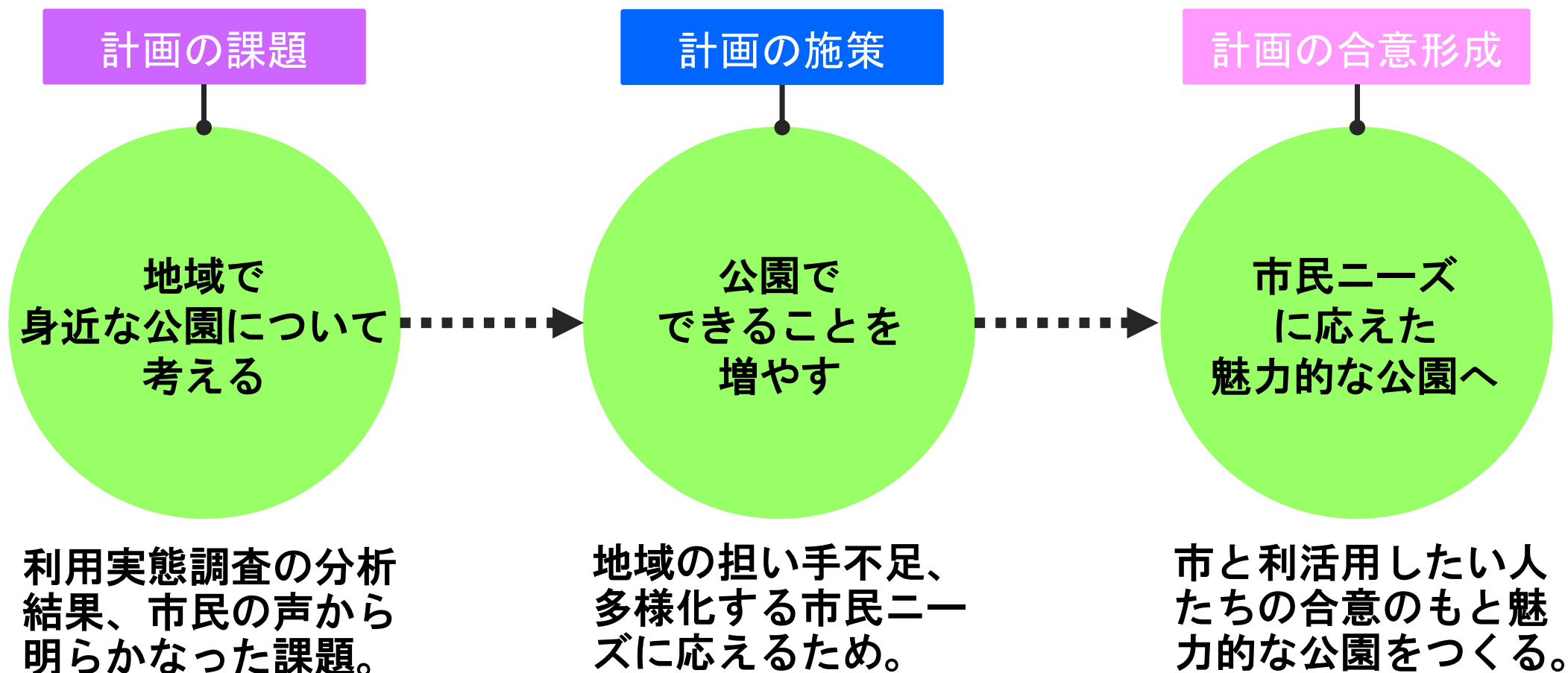
- 近年の少子高齢化等の社会情勢の変化
- 多様化する市民ニーズ

●目的

- 魅力的な公園づくり
- 地域コミュニティの「にぎわい」と「やすらぎ」の実現

【1章】計画の目指す将来像

●地域・民間連携による自律的な公園活用への転換を目指します。



【1章】計画の対象施設

(5)

※計画の対象施設

公園種別			箇所数
都市公園	都市基幹公園	総合公園	2
	住区基幹公園	地区公園	2
		近隣公園	7
		街区公園 ※	122
	特殊公園		1
	都市緑地 ※		13
	緑道		1
その他	児童の遊び場 ※		4
	神社境内		7
	その他 ※		8

【2章 公園の現状】 公園の役割

〔 6 〕

●存在効果

公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等の都市構造にもたらされる効果

- ①都市形態規制効果
- ②環境衛生的効果
- ③防災効果
- ④心理的效果
- ⑤経済的效果
- ⑥自然環境保全効果
- ⑦生物の生息環境保全効果

【2章】公園の役割

(7)

●利用効果

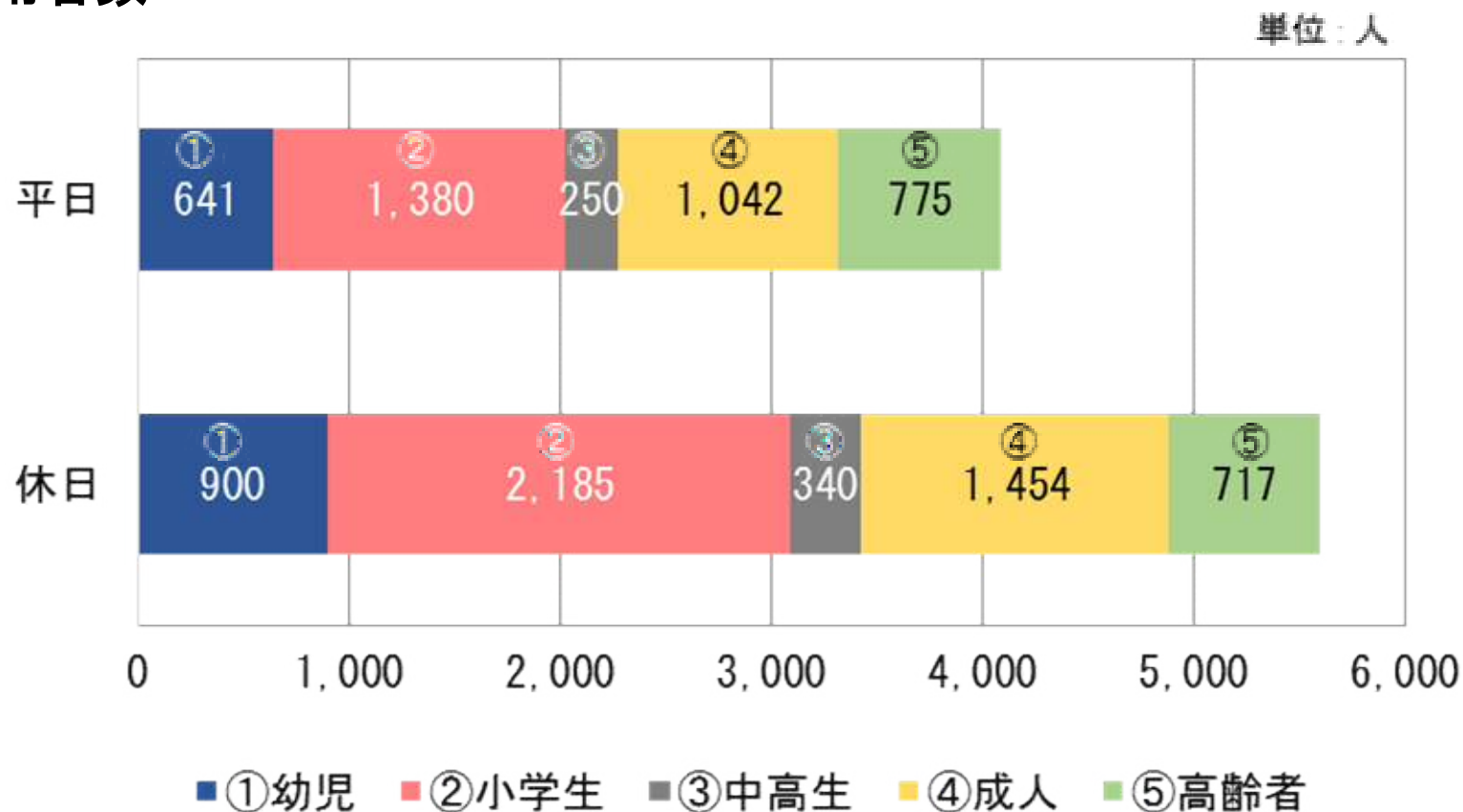
公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果

- ①休養・休息の場
- ②こどもの健全な育成の場
- ③競技スポーツ、健康運動の場
- ④教養、文化活動等様々な余暇活動の場
- ⑤地域のコミュニティ活動、参加活動の場
- ⑥災害から生命、身体を守る場

【2章】利用実態調査

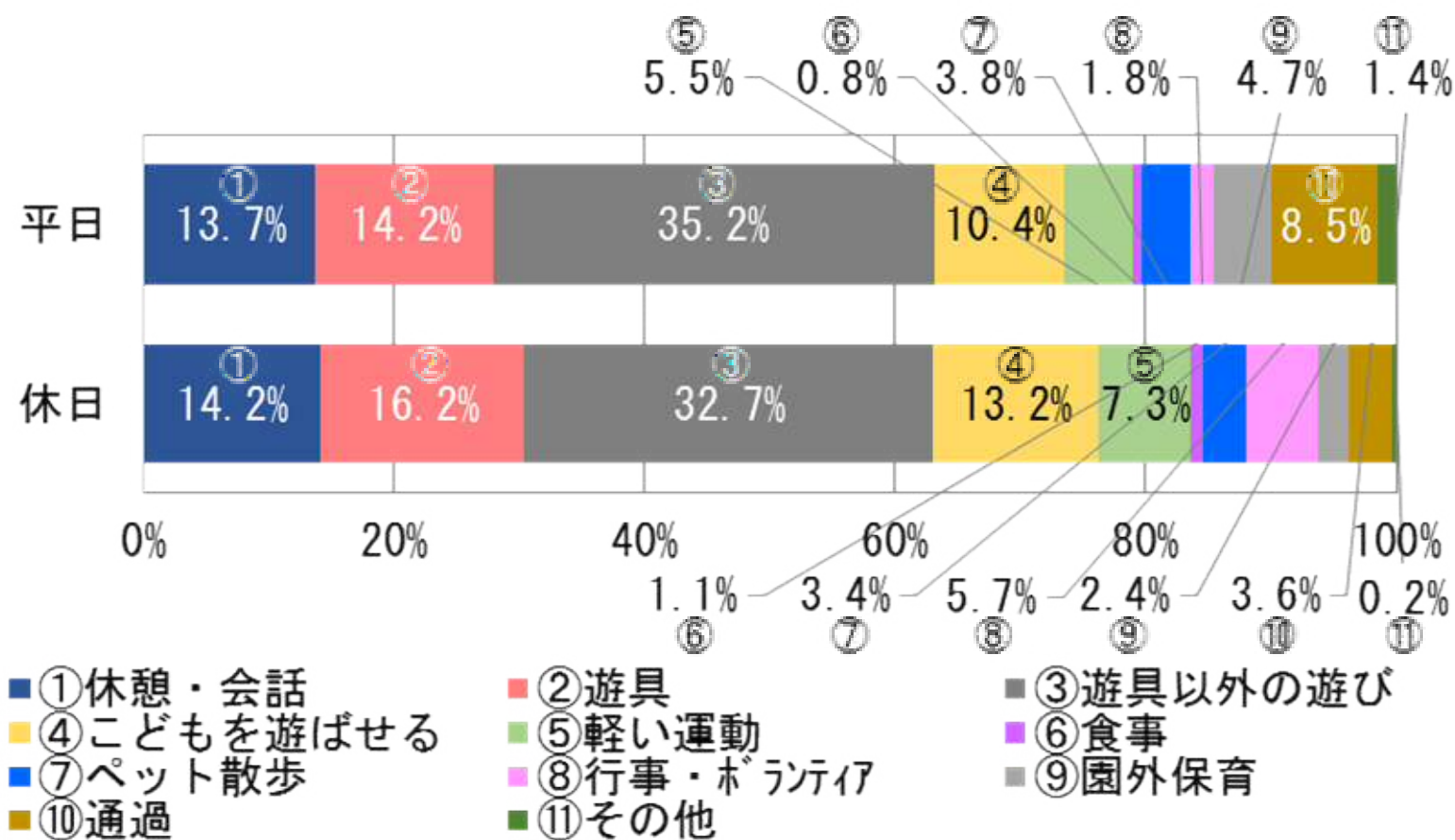
(8)

●公園利用者数



【2章】利用実態調査

●利用内容別の公園利用者割合



【2章】利用実態調査

(10)

●公園の選定理由

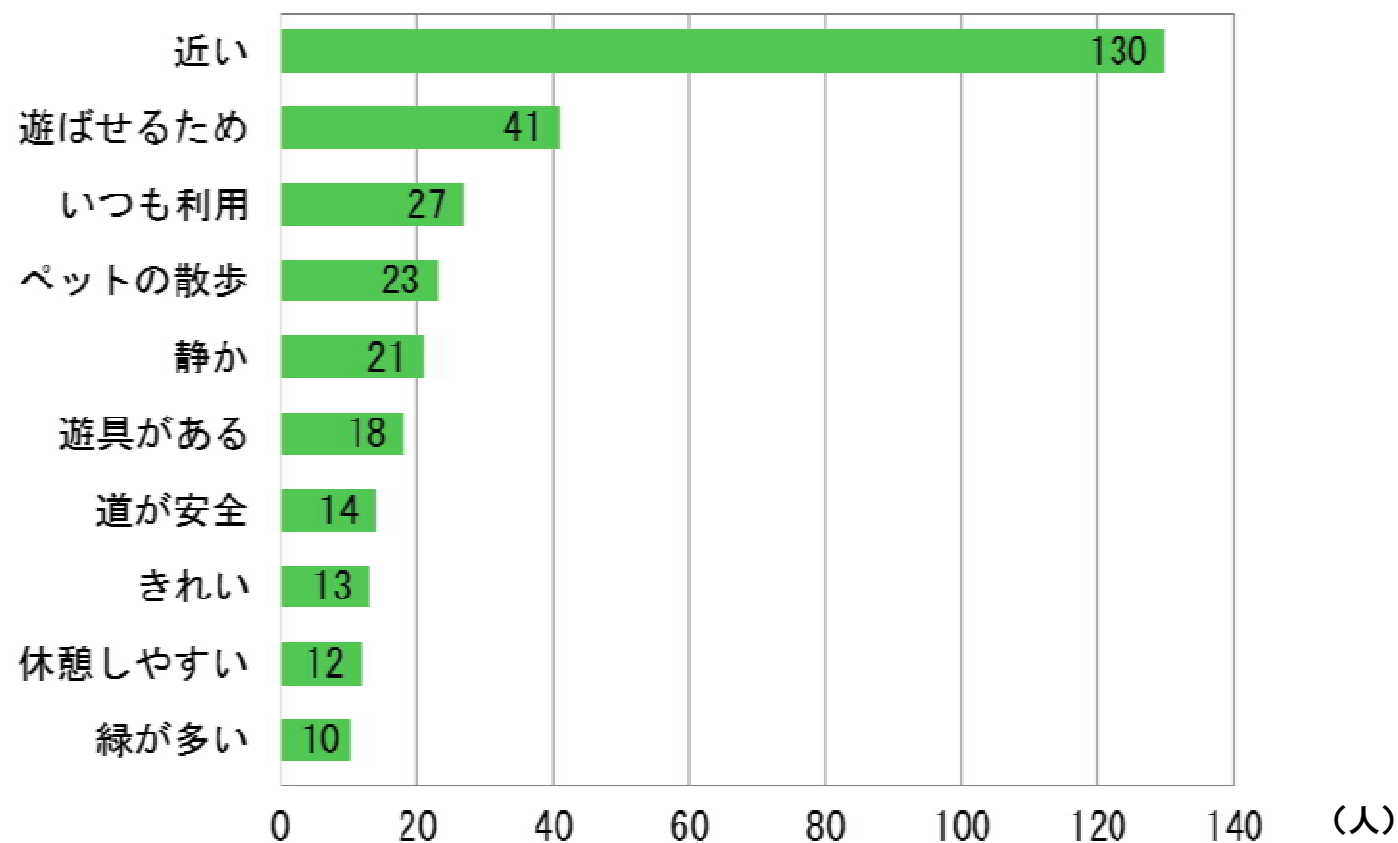


図 公園の選定理由（主要な理由を抜粋）

【2章】利用実態調査

(11)

●公園までの移動手段と移動時間

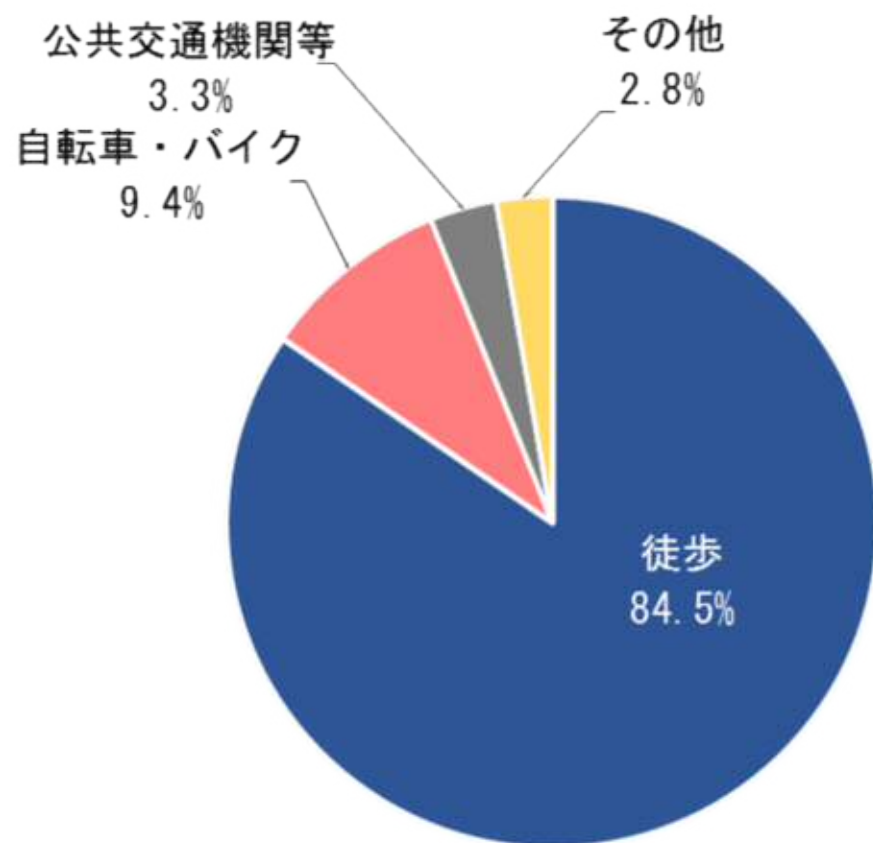


図 公園までの移動手段

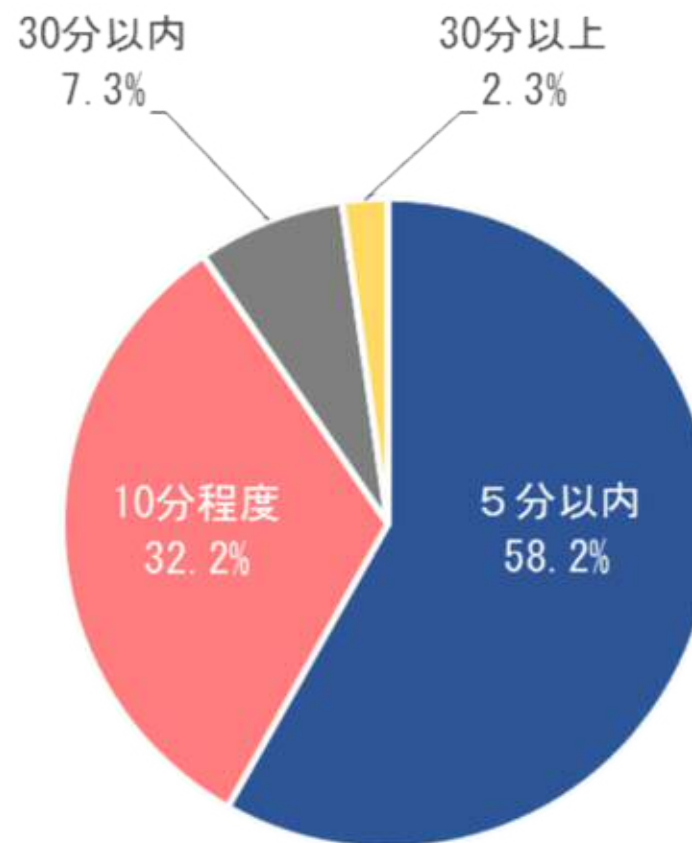


図 公園までの時間

【2章】公園の評価

〔 12 〕

●公園の評価

利用実態調査・行政区間取り

存続

75公園

要改善

58公園

要検討

13公園

- 「存続」は十分に利用されていますが、更なる利用促進を図ります。
- 「要改善」は十分な利用がされていないため、利用促進を図ります。
- 「要検討」廃止・統合の検討を含めて、利用促進を図ります。

【2章】公園評価の活用

〔 13 〕

●公園評価の活用と展開



【3章公園の課題と地区別の特色】公園の課題

〔 14 〕

●公園立地による課題

- ・ 場所が奥まっいて防犯上心配。
- ・ 高齢者向けの健康遊具やベンチがほしい。
など



課題の整理

- ・ 公園の見通しが悪い
- ・ 公園利用者と公園施設が合わない

●公園使用による課題

- ・ ボール遊びの音で落ち着かない。
- ・ ドッグランやバーベキューがしたい。
など



課題の整理

- ・ 地域住民と公園利用者での対話
- ・ 公園の禁止事項が多い

●公園管理による課題

- ・ 区役員だけでは清掃が大変。
- ・ 成長した樹木の落ち葉が家に吹き込む。
など



課題の整理

- ・ 清掃活動の負担
- ・ 樹木の肥大化・施設の老朽化

【4章 基本方針・施策の展開】

〔 15 〕

●公園利活用に向けた基本方針

＜市民共働の公園づくり＞

- 施策① 遊具の集約・変更
- 施策② 休養施設の整備
- 施策③ 地域の状況に応じた公園づくり
- 施策④ 地域の清掃活動の推進と樹木・設備の更新

＜地域・民間事業者の自由な公園活用＞

- 施策① 指定管理者制度
- 施策② 設置管理許可制度
- 施策③ 公園使用許可制度と多種多様な利用目的

＜公園の廃止・統合＞

- 施策① 公園の統廃合
- 施策② 公園区分の見直し

【4章】公園利活用でできること<市民共働の公園づくり①>

〔 16 〕

●施策① 遊具の集約・変更



- 単体遊具の集約
➡ 複合遊具に更新
- 高齢者用の健康遊具
- インクルーシブ遊具

<遊具集約・変更の条件>

- 同じ行政区内の遊具に限ります。
- 新たに設置する遊具は更新対象の遊具と同規模程度とします。
- 新たに設置する遊具は公園利用に支障とならない箇所を選定します。

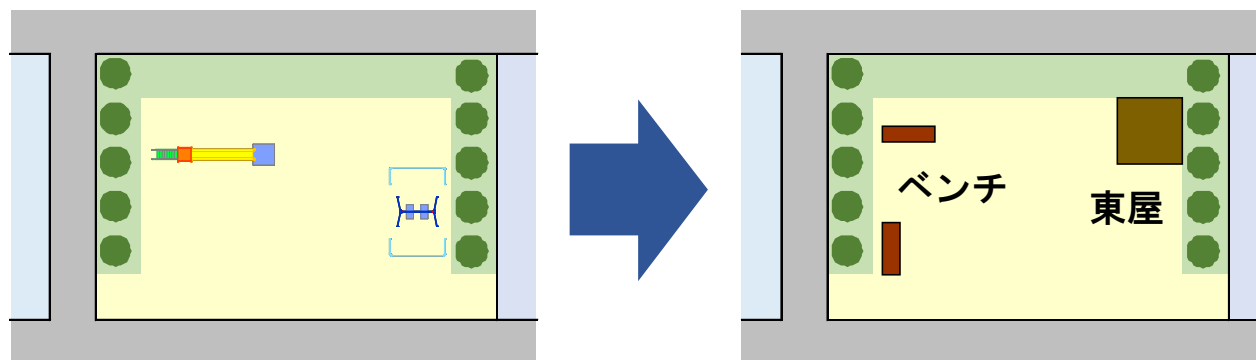
【4章】公園利活用でできること <市民共働の公園づくり②>

〔 17 〕

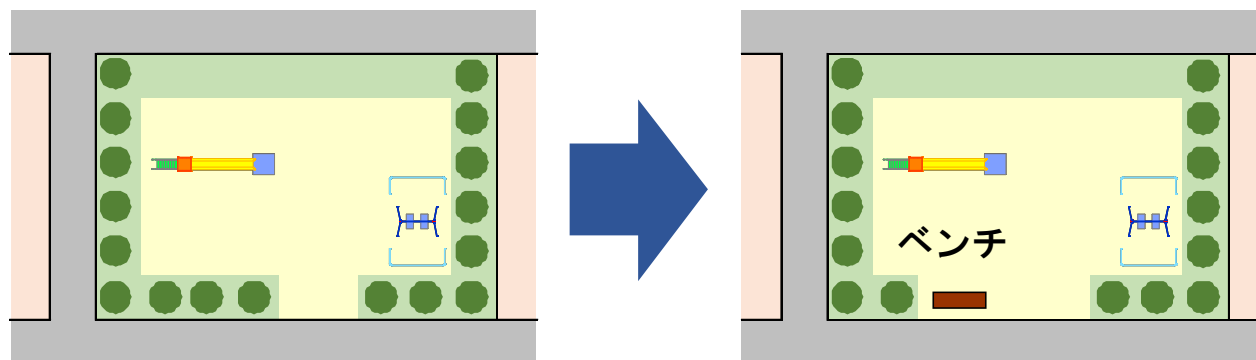
●施策② 休養施設の整備



・ 遊戯施設から休養施設に変更



・ 出入口に休養施設設置



- ・ 老朽化した遊具の変更。
- ・ 散歩の休憩場所として利用。

【4章】公園利活用でできること<市民共働の公園づくり③>

〔 18 〕

●施策③ 地域に応じた公園づくり



- ・ 地域で公園ごとの利用ルールを作成。



- ・ 市が公園利用ルール看板製作。



- ・ 地域で公園利用者とコミュニケーションを図る。

<公園の利用ルール看板の設置条件>

- ・ 発案者は地元区とします。
- ・ 発案者の地元区で公園利用地域(協議対象の住民エリア)を選定します。
- ・ 地元行区、隣接区、市の三者で公園の利用ルールを決めていきます。
- ・ 公園の利用者を限定するものではありません。

【4章】公園利活用でできること<市民共働の公園づくり④>

〔 19 〕

●施策④ 地域の清掃活動の推進と樹木・設備の更新



- ・ 地域清掃活動のサポート体制の充実。
- ・ 草刈機の扱い方や花壇の手入れ方法等の講習会を実施。



- ・ 見通しを遮る樹木の撤去や再配置。
- ・ 施設の老朽化で維持管理の効率の悪い箇所を改善。

【4章】公園利活用でできること<地域・民間事業者の自由な公園活用①>

20

●施策① 指定管理者制度



- ・ 指定管理者には面積に応じた除草費用相当の管理費を交付。



- ・ 指定管理者による日常点検、清掃・除草等の公園管理を行ないながら、市民ニーズの多様化に対応。
- ・ 指定管理者によるイベントの実施。
- ・ 複数の公園に指定管理者制度を導入することで、各公園に特色を持たせることができる。

●施策② 設置管理許可制度



- 公園管理者以外の者に、公園施設の設置を許可。
- 許可を受けられる施設
便益施設、教養施設、運動施設

<トイレの設置要件・負担区分>

- 申請者は隣接者の同意を取ります。
- トイレはすべての公園利用者が使用します。
- トイレの仕様は水洗式とします。
- 申請者は維持管理ができなくなった場合、自ら撤去し原状復旧にします。

【4章】公園利活用でできること<地域・民間事業者の自由な公園活用③>

〔 22 〕

●施策③ 公園使用許可制度と多種多様な利用目的



- 市が許可した利活用は公園使用の減免対象。

➡ 利活用の促進

- 指定管理者は、年間計画書で年間の使用許可。

➡ 事務作業の効率化



- 指定管理者による小さな公園でキッチンカーを出店。

➡ 身近な公園のにぎわいづくり

【4章】公園利活用でできること <公園の廃止・統合①>

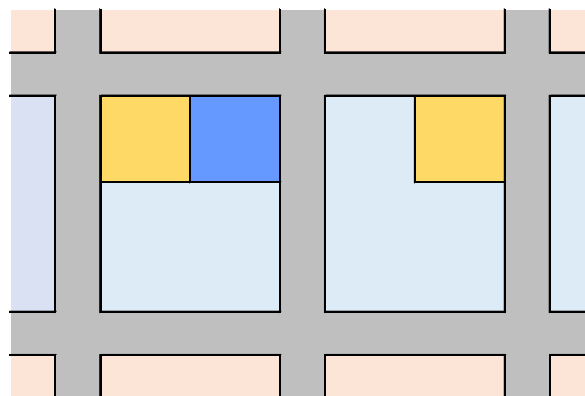
〔 23 〕

●施策① 公園の統廃合

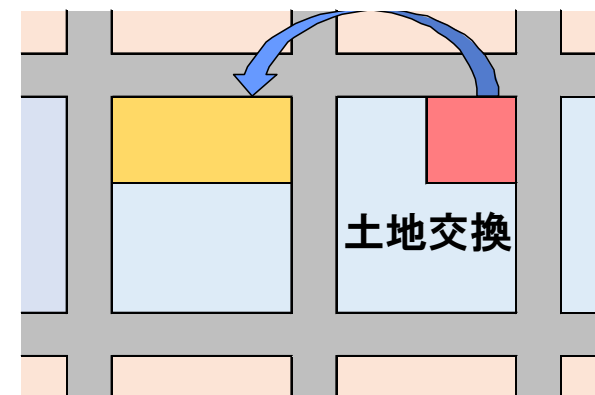


・都市公園の統合

【現状】



【廃止・統合】



黄色 都市公園 青 市の土地 赤 廃止公園

- ・都市公園の廃止・統合の条件整理と検討
- ・都市公園以外の公園施設（児童の遊び場等）の廃止検討。

【4章】公園利活用でできること <公園の廃止・統合②>

〔 24 〕

●施策② 公園区分の見直し



- ・公園利用状況に適した公園区分の見直し

都市公園



都市緑地

遊具の撤去

- ・更なる利活用に向けた新たな公園区分の検討

都市公園



(仮)地域の広場

都市公園の
告示廃止

地域の広場の
告示

- ・全体を特定利用
- ・公園目的外利用

市民
農園

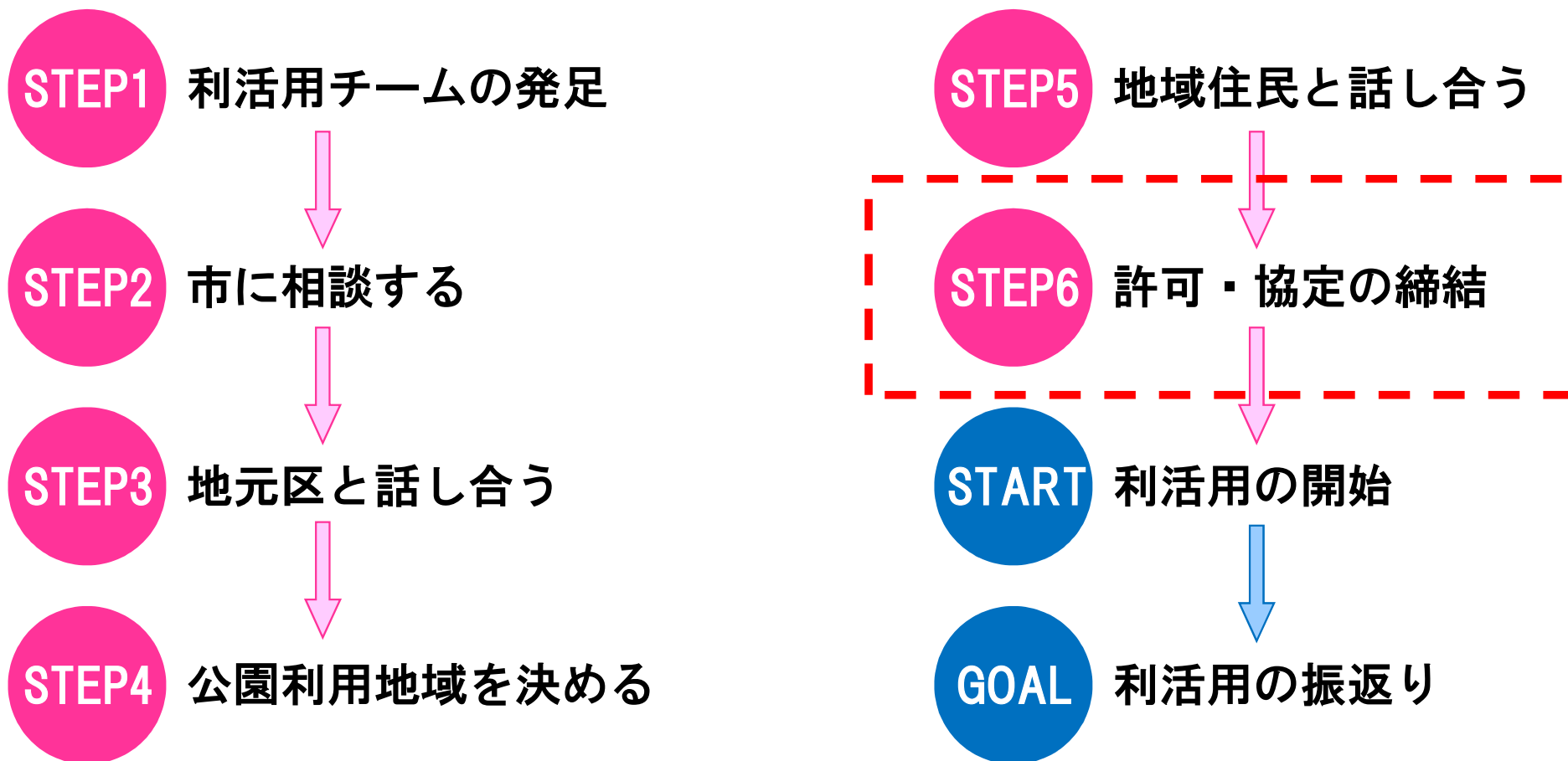
球技
施設

防災
倉庫

【5章】公園利活用に向けた合意形成

〔 25 〕

●公園利活用開始までの流れ



計画の策定と実施

●計画（案）の作成

パブリックコメントの実施（7月23日まで）



説明会の実施（4地区）



議会報告（9月議会）



●実施に向けて

条例・規則の改正（令和7年度）